

セミナー終了後の質疑と応答

質問者

コンセッションの仕組みを資料 P12 の図解でお示しいただきました。金融機関が融資を行う際に運営権に対し抵当権を設定するというのですが、仮に返済が不可能になった場合、「金融機関」が運営権を第三者に売却することが可能になるのでしょうか。

新日本有限責任監査法人パートナー 公認会計士 黒石匡昭

その通りです。この権利に係る抵当権、担保性をポータブルにできるように”みなし物権”として制度的手当がされています。よって、レンダー金融機関は（次の運営事業者に）担保処分して資金回収が図られることとなります。もちろんその権利の Value は、その時点で算定される適正な価値なので、元本が保証されるとかいう類のものではありません。

質問者

また売却する際であっても、相手方が決定するまでの一時的な間運営するのは「金融機関」になるのでしょうか。金融機関にそんなことができるのか、そのような可能性を含む融資を行うのか、このあたりを教えていただければと思います。

新日本有限責任監査法人パートナー 公認会計士 黒石匡昭

金融機関が担保権を実行して運営権を取得してから、これを転売する第三者を確保するまでにはタイムラグは生じますので、理論上は金融機関が一定の間経営することが想定されます。ただ、現実にはご指摘のように金融機関には運営能力がありませんので、第三者が決まるまでの間、運営を委託する先を見つけ、業務を委ねるのが一般的です。委託先は、担保権実行がなされる前の運営権者（SPC）が使っていた業務受託会社の場合もありますし、見つけるのが可能であれば全く別の第三者であることも想定されます。

ただし、このような形で運営権に設定した担保権の実行を通じて金融機関が事業に介入するのは、運営権者に出資していた有力企業が事業破たんした場合など、緊急性の高い例外的事態において限定的にしか想定されず、通常は運営権者（SPC）の株式に設定された質権での介入が一般的です。この場合、運営権者（SPC）の人員や業務委託先をそのまま金融機関が引き継ぐこととなりますので、運営で困るということは起こりえません。（金融機関もこのような形での介入を好みますが、株式への質権は出資者に会社更生法が適用されると行使不能になるので、運営権への担保権も一応必要になるのです）